

はじめに

スポーツは健康でありたいと願う人間の本質的な行動であり、協調しあう人間関係を築いていきたいと欲する「人類の文化」といえます。また、スポーツは、青少年の健全育成や自己実現、人々の生きがいづくりなど様々な社会的、教育的効用を担っています。

高齢社会の進行や人々のライフスタイルの変容の中で、スポーツに対する関心は近年さらに高まり、体力・健康づくりやコミュニケーションの手段などとして、多くの人々が様々な形でスポーツに関わるようになってきました。

この東京スポーツビジョンは、昨夏発表された東京都スポーツ振興審議会の建議「いきいき・はつらつ・スポーツ都市東京を目指して」を受け、スポーツの意義とスポーツを取り巻く社会生活の変化を踏まえるとともに、今後の都市社会におけるスポーツのあり方を展望したものです。このスポーツビジョンは、東京のスポーツ振興の理念を提示する一方、その実現のための目標や方策を定め、東京における生涯スポーツ社会の実現を目指す「東京都スポーツ振興基本計画」として策定されました。

このスポーツビジョンが、東京都はいうまでもなく、区市町村あるいはスポーツ関係者・団体、スポーツボランティア、企業などのスポーツ振興を図るための指針となればと願っております。

また同時に、広く1200万人都民の皆様のスポーツ活動の道標となり、スポーツを通じて心身ともに充実した生活が営まれるとともに、都民の社会参加の促進と地域の教育力の向上により、明るく活力ある地域社会が築かれるよう期待してやみません。

このビジョンを策定するに当たり、建議を賜りました「東京都スポーツ振興審議会」の委員の皆様、厚くお礼申し上げます。

平成14年7月

東京都教育委員会
教育長 横山洋吉

目 次

	(頁)
第1章 スポーツビジョンの策定	
1 スポーツの意義	1
2 ビジョン策定の背景	1
3 ビジョンの役割と期間	2
第2章 スポーツを取り巻く現状	
1 社会の変化とスポーツ	3
2 東京都の行政課題	5
第3章 スポーツ振興の基本的考え方	
1 基本理念	9
2 施策推進の3つのキーワード	10
第4章 施策の具体的展開	
1 「する」スポーツの振興	12
(1) 地域スポーツの振興	
(2) 高齢者スポーツの普及	
(3) 障害者スポーツの振興	
(4) 学校と地域社会の連携	
(5) 競技力の向上と一貫指導の確立	
2 「みる」スポーツの振興	17
(1) 「みる」機会の拡大	
(2) 交流機会の拡大	
3 スポーツを「支える」環境の整備	19
(1) 広域スポーツセンター事業の展開	
(2) スポーツ施設の充実	
おわりに	22
- スポーツビジョンの実現に向けて -	

第1章 スポーツビジョンの策定

1 スポーツの意義

(1) スポーツは、人間本来の身体的・精神的欲求に応えるものであり、心身の健全な発達に必要不可欠なものです。また、スポーツを通じて、世代や言語、生活習慣等の異なる仲間と交流することができ、爽快感や達成感、仲間との一体感等を互いに分かち合うことができる世界共通の文化の一つです。

身体を動かし、仲間とともに汗をかくということは、スポーツが本来有している楽しみや喜びです。スポーツは、日常生活に満足感をもたらし、人間が生きていく上で極めて重要な意義を有し、明日への活力を生むなど、ライフスタイルに欠かすことができないものです。

(2) 近年、豊かな生活の基盤となるべき地域において、一体感や人間関係が極めて脆弱になってきており、青年の問題行動や親の子どもへの虐待等、青少年を取り巻く環境は危機的な状況にあります。

青少年がスポーツに親しむことは、心身の健全な発育・発達を促し、自己責任・克己心や社会規範、フェアプレーの精神などを身に付ける上で大きな効果があります。また、スポーツ活動は仲間や大人との交流を通じて、コミュニケーション能力の育成や他人に対する思いやりなど、豊かな人間性の涵養に資するものであり、地域の教育力の再構築や地域の活性化に寄与するものです。

2 ビジョン策定の背景

(1) 経済的な豊かさだけでなく精神的な豊かさを大切にするライフスタイルの広まりにより、世代を超えてスポーツを通じた自己実現を図ろうとする人々が増えています。これに伴い、都民のスポーツに対するニーズは多様化し、スポーツの必要性が高まっています。

核家族の増加など都市化現象が進展する中で、孤独やストレスなどによる問題行動等の多発化や児童・生徒の体力低下が懸念される一方、人生90年時代ともいわれる高齢社会の到来によって介護予防への対応や健康・体力づくりに関心が高まっています。

また、少子化や地域社会における人間関係の希薄化による地域の教育力の低下に対して、スポーツ活動を通じた地域のコミュニティの再生や青少

年に対する、地域の教育力の再構築を求める気運が高まっています。

- (2) 平成13年の都教育委員会及び都議会において、平成25年（2013年）の国民体育大会（以下、「国体」という。）の東京都招致決議が行われました。これを受け、財団法人日本体育協会が開催順序を承認したことにより東京国体が事実上決定されたため、都は、21世紀における首都国体の開催に向けて、準備を進めていく必要があります。

また、平成12年に文部省（現在の文部科学省）が、スポーツ振興法に基づきスポーツ振興基本計画を策定し、平成22年（2010年）までの10年間のスポーツ振興の基本的方向を示すとともに、各自治体での振興施策の推進を呼びかけています。

こうした状況に鑑み、都は幅広い観点から東京都のスポーツ振興を総合的かつ計画的に推進するため、東京スポーツビジョンを策定することとしました。

3 ビジョンの役割と期間

- (1) このビジョンは、第19期東京都スポーツ振興審議会の建議（「いきいき・はつらつ・スポーツ都市東京を目指して」）を受け、スポーツ振興法に基づき都が策定するスポーツ振興の基本計画です。この基本計画を参考に、区市町村がそれぞれのスポーツ振興の基本計画を策定することを期待します。

- (2) ビジョンにおいて示す計画の期間は、平成14年度（2002年）から平成25年度（2013年）〔国体開催年〕までの12年間とします。

今後、この基本計画に基づき、都はスポーツ振興の具体的な計画をつくります。



第2章 スポーツを取り巻く現状

1 社会の変化とスポーツ

スポーツをめぐる社会生活の変化は著しいものがあります。その主な変化として次のようなものが挙げられます。

(1) スポーツに対する期待の高まり

自由時間の増大や生活水準の向上により、人々の価値観やライフスタイルは多様化し、スポーツに対するニーズも変化してきています。社会生活の変化の中で、従来からの競技スポーツだけでなく、だれでも参加でき気軽に汗をかくことできる、ニュースポーツ^{注1}と呼ばれる新しい競技種目が徐々に普及してきています。

一方、平成14年度から学校週5日制が完全実施され、土・日曜日の過ごし方の一つとして、地域におけるスポーツ等の活動の重要性が増し、スポーツを通じて地域の大人が子どもと関わりを持つという期待は、一層高まっています。

(2) 高齢者・障害者のスポーツ活動の進展

人生90年時代ともいわれる平均寿命の伸張、少子化の傾向が進み、21世紀は本格的な高齢社会を迎えます。高齢者向けのスポーツは一部の種目がよく知られていますが、最近では高齢者にも愛好者が広がってきました。健康の保持増進や生きがいづくりなど、高齢者に対してスポーツの果たす役割はより大きくなっています。

また、障害者のスポーツ活動は、東京オリンピックと前後して開催された「東京パラリンピック」の開催を契機に、全国各地で大会が開催され、最近では身体障害者と知的障害者のスポーツ大会を統合した「全国障害者スポーツ大会」が開催されるようになりました。障害者スポーツに対する意識も、日常生活の中で楽しむスポーツ、競技性の高いスポーツへと広がってきています。

(3) 科学技術の進展

科学技術の進展により高度情報化が進み、世界中のスポーツ情報がテレビやインターネット等を通じて、だれでも手軽に入手できるようになり、

注1 ニュースポーツ：柔軟性のある競技規則で適度な運動量があり、特別なトレーニングをしなくても、老若男女のハンディが少なく、簡易な用具でプレイを楽しめるスポーツの総称

人々のスポーツに対する興味・関心を高めることになりました。

また、科学技術の進展は、スポーツや健康づくりに技術面からの向上をもたらすようになりました。平成13年には、トップアスリートをサポートし、国際競技力の向上を図るため、スポーツ医・科学とスポーツ情報の拠点となる国立スポーツ科学センター^{注2}が都内に開設されています。

(4) 地方分権の進展

地域の特性に合わせた行政施策を展開し、活力ある地域社会を実現するため、平成12年に「地方分権一括法」が施行されました。この中では、国、都道府県、市町村の役割分担の見直しなど、地方分権における改革の方向性が示されています。スポーツ行政の分野においても、府県行政としての東京都と基礎的自治体としての区市町村それぞれの役割に応じた施策展開が求められています。

(5) スポーツ振興基本計画の策定

平成12年、文部省（現在の文部科学省）はスポーツ振興基本計画を策定し、生涯スポーツの振興、競技力の向上、学校体育と社会体育との連携に関する方策を示しました。この計画は、スポーツ振興法に基づき、長期的・総合的な視点から今後の国のスポーツ振興の基本的方向を示すものであり、この計画に基づいて国の施策が具体的に展開されていきます。都道府県や区市町村においても、地域の実情に即したスポーツ振興の基本計画の策定と施策の展開が求められています。

(6) スポーツ振興くじの創設

わが国の競技スポーツは、企業が大きな役割を担い、スポーツの発展に寄与してきました。しかし、近年の厳しい経済状況の中で、企業のスポーツチームやクラブが休部や廃部に追い込まれるケースが増えつつあります。また、地方自治体のスポーツ振興においても、企業経済の影響を受け、財源確保が困難な状況になっています。

このような中で、企業のチームやクラブを支えるため、独立採算による事業化や、市民が主体となった地域密着型のクラブ・チームに企業が支援するといった新しい動きが出始めています。

注2 国立スポーツ科学センター：我が国のトップレベル競技者及びチームの国際競技力向上に向けて、スポーツ科学・医学・情報の各側面から組織的・総合的な支援を実施している。

さらに、平成13年のJリーグ開幕からスポーツ振興くじが全国販売され、平成14年度から収益金による助成が始まっています。この振興くじは、地域スポーツの振興を主な目的として助成されるため、都はもとより、区市町村やスポーツ団体も、この助成制度を活用することが期待されています。

(7) ビッグスポーツイベントの開催

平成14年に、ワールドカップサッカー大会が、日本と韓国の2カ国の共同開催により、史上初めてアジアで実施されました。また、同年には、世界フィギュアスケート選手権大会や世界車椅子バスケットボール大会、平成15年には、アジア冬季大会や世界柔道選手権が開催される等、毎年様々な国際競技大会が都内をはじめ全国で予定されています。

このようなビッグスポーツイベントは、世界から注目される大会であり、競技力の向上や国際親善に役立つばかりでなく、青少年をはじめ多くの人々のスポーツに対する関心を高め、夢と希望を与えてくれるとともに、開催地の活性化に寄与することが期待されています。

(8) 国民体育大会の改革

国体は、国民スポーツの振興を目的として、昭和21年（1946年）から毎年開催されています。開催地におけるスポーツの振興はもとより、郷土意識の高揚等、地域の活性化等に大きく寄与してきました。第1回開催から約半世紀が過ぎ、開催県も一巡したことから、主催者の一つである財団法人日本体育協会において、国体の意義、大会運営の簡素化や効率化等、国体の新たなあり方について検討が行われており、個性と特色ある国体の開催が求められています。

2 東京都の行政課題

以上の社会生活の変化等を踏まえた時、東京都のスポーツ振興行政としての課題は次のように整理されます。

(1) 東京の活力低下と地域の教育機能の低下

今後、東京では、少子高齢化の進展による人口の減少や生産年齢人口の減少による労働力不足が懸念されています。このことは、首都東京の魅力

や都市の活力の低下^{注3}を招きかねません。また、核家族や単独世帯は今後も増え続け、地域の教育機能の低下や人間関係の脆弱化・希薄化が懸念されています。このことから、地域社会の活性化の取組みや、都民が地域活動に参加できる仕組みづくりが求められています。

(2) 多様なスポーツニーズ

これまでのスポーツ活動は、幼児期の遊びを経て、学校で体育の授業や運動部活動を行うのが一般的でした。その後は、トップアスリートを目指して大学や企業で競技スポーツを続けていくタイプ、愛好者としてマイペースにスポーツ活動を継続していくタイプ、学校期で一定の満足を得て活動を終えるタイプに分かれていき、年齢が高くなるにつれ、スポーツから遠ざかってしまう人が増えていく傾向にあります。〈資料①〉

また、平成12年度の東京都社会体育総合調査^{注4}によると、都内には競技種目別のスポーツクラブが多数活動していますが、都民のだれもがいつでも気軽に世代を超えて、多種目のスポーツを楽しむことができる仕組みがほとんど存在しないのが現状です。このような状況から、平成12年度の東京都の調査によると、都民の4割程度のみが運動・スポーツをしていると回答しています。〈資料②〉

(3) 主体的なスポーツ活動の現状

これまで地方自治体が公立体育館等で行ってきたスポーツ事業は、行政が企画・立案し、都民に参加を呼びかけて実施する形態が中心でした。これらの事業は、初心者らをスポーツ活動に誘導し、大会への参加を促すことには大きな効果をもたらしました。しかし、その後、スポーツ活動を主体的に行う自立したスポーツ市民の増加には必ずしもつながっていない状況があります。

(4) 必要なスポーツ指導者養成

これまで都や競技団体等は、スポーツ指導者の養成・研修事業として、

注3 都市の活力の低下：生産年齢人口は、2050年にかけて全国で3,000万人強の減少が見込まれている（平成12年12月発行「東京構想2000」より）。

注4 東京都社会体育総合調査：平成12年度の調査によると、約67競技種目について約5万件のスポーツクラブが存在する。

競技種目ごとに、技術向上のための指導者や都民が気軽にスポーツを楽しむよう地域活動を指導する人材の養成を実施してきました。しかし、都民のスポーツニーズは多様化し、それに応えるためには、複数種目に対応できる指導者や地域のスポーツ活動を支える指導者をさらに充実することが求められています。

(5) 高齢者のスポーツ活動への支援

高齢化が進展し、都における65歳以上の高齢者の占める割合は今後ますます高くなり、増え続ける介護費用負担や医療費の問題等に対しても、高齢者の健康づくりは大きな課題となっています。しかし、健康づくりや生きがいづくりのため、高齢者が気軽に行えるニュースポーツの普及や継続的に地域でスポーツ活動を行える体制は充分ではありません。

(6) 障害者のスポーツ活動の広がり

障害者スポーツのビッグイベントは、近年では平成10年の長野パラリンピックや平成12年のシドニーパラリンピック等があり、多くの日本人選手の活躍で注目を集めました。東京都においても、都内に2箇所の障害者専用のスポーツ施設^{注5}を整備し、スポーツ教室の開催や全国障害者スポーツ大会への参加等、障害者のスポーツやレクリエーション活動の普及に努めています。しかし、障害のある人がより身近で気軽にスポーツ等に親しむための環境づくりは、充分ではありません。

(7) 児童・生徒のスポーツニーズの広がり

平成12年度の学習指導要領の改訂により学校のクラブ活動が必修でなくなったことから、学校体育における運動部活動の意義は従来にも増して高まっています。しかし、児童・生徒の減少、教員の減少や高齢化等により、運動部活動が廃部や休部に追い込まれるケースが増えるとともに、自分が希望する種目やレベルにあった部がなく、自分のニーズにあったスポーツが出来ないために、やむなく他のスポーツを選んだり、スポーツから離れてしまう者が出ています。

注5 障害者専用のスポーツ施設：東京都多摩障害者スポーツセンター（昭和59年国立市に設置）
東京都障害者総合スポーツセンター（昭和61年北区に設置）

このように、児童・生徒のスポーツニーズに、学校の運動部活動だけで充分に対応することが困難な状況が生じています。このような状況から児童・生徒の運動をする機会が減少し、体力が低下する一因ともなっています。＜資料③＞

(8) 学校の体育施設開放

都内の区市町村立小・中学校及び都立学校においては、大部分の学校で体育施設を地域に開放しています。しかし、希望する施設が開放されていないなど、開放施設や開放日数に偏りがあるため、多様化・活発化する都民のスポーツニーズに応えきれていない状況があります。＜資料④＞

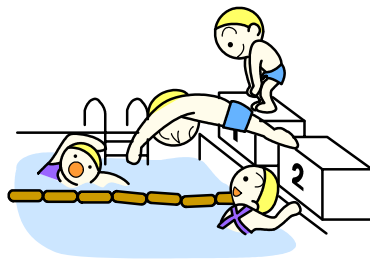
(9) 都立スポーツ施設のあり方

都立スポーツ施設 6 館（東京体育館、駒沢オリンピック公園総合運動場、多摩スポーツ会館、夢の島総合体育館、東京武道館、東京辰巳国際水泳場）は、複数の区市町村にまたがるような広域的な大会や全都的な大会、あるいは全国大会や世界大会といった大規模なスポーツイベントの場として、また都民の日常のスポーツ活動の場としても、利用されています。

施設の効果的・効率的な運営をするためには、区市町村との役割分担をより明確にする必要があります。

(10) 東京国体の準備

東京国体が平成 25 年に開催されることが事実上決定されました。今後、開催に向けて、これまでの国体のあり方を見直し、首都東京での開催にふさわしい大会とするための検討や、区市町村やスポーツ関係団体等との連携や役割分担を進めていくことが求められています。



第3章 スポーツ振興の基本的考え方

1 基本理念

(1) 生涯スポーツ社会の実現

東京都はスポーツ振興の基本理念を、「生涯スポーツ社会の実現」とします。

都は、将来に向けて、東京の活力を維持するため、都民が個人の主体的な判断のもとで積極的に地域活動に参加する社会をつくることを、行政の責務と考えています。このように活力に満ちた社会を築くに当たり、社会を構成する都民一人ひとりの生涯にわたる心身の健全な発達と健康保持は必要不可欠なものであり、そのためにはスポーツの振興は重要な役割を担うこととなります。

さらに、将来を担う子どもが、多様な年齢の人々とのスポーツ活動を通じたコミュニケーションにより、社会の基本的ルールや社会性を身に付けることは、子どもの健全育成において大切なことであり、また、体力向上や健康づくりの面においても、スポーツ活動は重要な意味を持っています。

そこで、将来に向けたスポーツ振興は、都民のだれもが、いつでも、どこでも、いつまでも、それぞれの年齢や技術・興味・目的に応じてスポーツを楽しむことができる社会を築くこと、すなわち「生涯スポーツ社会の実現」を基本理念とします。〈資料〉

(2) 施策展開の3つの視点

この基本理念に基づき、次の3つの視点を踏まえ、スポーツ行政の展開を図っていきます。

「新しい公共」の創出

一つめは、「新しい公共」をつくるという視点です。これは、第24期東京都生涯学習審議会において、これからの生涯学習施策の基本的視点として提示されています。

「新しい公共」とは、個人やNPO^{注6}・企業等の様々な主体が、自主的に社会に参画して協働し、地域コミュニティの再生や社会が抱える問題を解決する営みをいいます。

今後、「新しい公共」を生み出すため、「地域をつくる」スポーツ活動を振興し、スポーツ活動を通じた主体的な社会貢献を都民に促し、教育問題をはじめ社会の諸問題の解決につなげていきます。

注6 NPO：Non Profit Organizationの略

民間の非営利組織のことで、スポーツや福祉、環境などの社会的課題に、市民が主体的に取組んでいる組織を指す。

「地域の教育力」の再構築

二つめは、青少年を視野においた「地域の教育力」の回復を目指すという視点です。

地域の人々の積極的なスポーツ活動を通じて、大人と子どもがふれあう機会を拡大し、子どもの健全育成と、「地域の教育力」の再構築を図ります。

家庭・学校・地域の連携により、スポーツ活動を通じた、明るく豊かな地域社会の創造を目指します。

区市町村との役割分担と協働

三つめは、都と区市町村の役割分担を踏まえ、都は広域行政の立場から、府県行政に徹して施策を展開するという視点です。

都におけるスポーツの振興を図るため、区市町村が主体的に取り組む事業を支援し、上記 及び の視点を取り入れた先導的・広域的な施策を実施します。

また、スポーツ施設についても、都と区市町村との機能分担を明確にし、都の施設は、日常的なスポーツ活動の場としての機能よりも、広域的で大規模な大会を開催する場としての機能を重視し、都民に効果的な行政サービスを提供していきます。

2 施策推進の3つのキーワード

本ビジョンでは、都民のだれもが、いつでも、どこでもスポーツに親しむことのできる「生涯スポーツ社会の実現」の基本理念の下に、都民のスポーツに対する関わり方を「する」「みる」「支える」の3つの観点からとらえ、都のスポーツ振興施策を展開していきます。

「する」とは、都民自身がスポーツ活動を実践することです。

「みる」とは、競技性の高いスポーツをみることです。

「支える」とは、都民のスポーツ活動を支援することです。

これら3つの観点を有機的に関連づけることにより、都民がスポーツを実践しながら、観戦や支援活動にも広く関わられるよう、実践的で効果的なスポーツ振興施策を展開していきます。

なお、平成25年の東京国体においても、すべての都民が「する」「みる」「支える」のいずれかの観点から、国体に関わることを目指します。

国体では、スポーツによる自己実現を目指す競技者としての参加はもちろんのこと、観戦による競技者への応援や、競技者や大会運営を支えるボランティア活動等により、全都民の国体参加、大会づくりを目指します。また、国体を契機として高まったスポーツ活動の広がりを国体終

了後も継続し、積極的に生涯にわたってスポーツ活動を実践していく、主体的なスポーツ市民や組織の育成を図ります。



第4章 施策の具体的展開

1 「する」スポーツの振興

スポーツは何より、自らが身体を動かし汗を流すところにその醍醐味があります。「する」スポーツの振興は、スポーツ市民の増加を図る上で大切なことです。都は区市町村と連携・協力し、地域スポーツクラブの育成等により、「する」スポーツの振興を図っていきます。^{注7}

(1) 地域スポーツの振興

生涯スポーツ社会の実現のため、だれもが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツを楽しむことができる仕組みを作っていく必要があります。

そこで、地域の日常的なスポーツ活動の場として、子どもから大人まで、また、高齢者や障害者を含めすべての都民が参加できる「地域スポーツクラブ」の設置が必要となります。

地域スポーツクラブの活動の推進により、地域住民による新しい公共をつくり出し、子どもの放課後等の居場所づくりや子どもがフェアプレイの精神や社会の基本的ルール、モラルを身に付けることを図ります。

また、地域教育サポートネット構想^{注8}の展開に合わせ、地域スポーツクラブと学校・地域・家庭とが連携し、地域の活性化や地域の教育力の再構築につながるスポーツ活動の実践を目指します。

地域スポーツクラブの育成

地域スポーツクラブの育成に当たっては、国、都、区市町村、地域のそれぞれが役割を明確にし、連携を強化する必要があります。

地域の住民は、自らが主体となって組織を整備し、クラブハウスの設置やメンバーの確保を行い、会費等による自主的な資金の確保により地域スポーツクラブを運営していきます。

区市町村は、地域と一体となって拠点の整備や指導者の配置を行い、地域住民が自ら立ち上げる地域スポーツクラブの支援を行います。

都は、地域におけるスポーツ活動の振興を図る人材の育成や情報提供等を行うとともに、モデル事業を実施し、地域スポーツクラブの育成・支援を

注7 東京国体の開催時には、「都民の6割が日常的にスポーツを実践する」ことを目指す。

注8 地域サポートネット構想：第4期東京都生涯学習審議会の「これからの都市社会における中高年世代の社会参加参画について」（中間のまとめ）に提案された、家庭・学校・地域の協働のしくみづくりを通じ、「地域の教育力の再構築」を目指している。

進めます。具体的には、都内を11のブロック^{注9}に分け、当面は各ブロックに1つ以上の地域スポーツクラブの設立を促進します。東京国体開催時には、各区市町村に1～2の地域スポーツクラブを育成し、選手やボランティアとして地域スポーツクラブが支える国体の開催を目指します。

国は、スポーツ振興基本計画において、平成22年(2010年)まで「総合型地域スポーツクラブ」と「広域スポーツセンター」の設置目標を掲げており、国庫補助事業やスポーツ振興くじの収益による助成事業を実施しています。

地域特性を生かしたモデル事業の推進

地域スポーツクラブを育成するために、都の地域特性を生かしたモデル事業を実施していきます。地域の体育館や学校・地元企業の体育館等を活用し、地域の実情に即したクラブを育成していきます。島しょ地区においては、島しょの各地区を巡回する親子参加型のスポーツ大会等を実施し、都内のスポーツチームとの交流を行いながら、地域スポーツクラブの定着を図ります。

法人格取得等の促進

地域スポーツクラブは、特定非営利活動法人(NPO法人)や中間法人^{注10}となることによって、社会的な信用を得ることができ、資金確保も容易となり、様々な事業の運営に携われるようになります。地域スポーツクラブの自立と安定した運営を図るため必要な情報提供や助言等を行い、地域スポーツクラブの法人化を促進します。

注9 11ブロック：第1ブロック(中央・港・千代田・新宿)

第2ブロック(文京・北・荒川・台東)、第3ブロック(大田・目黒・品川・世田谷・渋谷)

第4ブロック(杉並・豊島・中野・練馬・板橋)、第5ブロック(江東・足立・墨田・葛飾・江戸川)

第6ブロック(町田・日野・稲城・多摩・八王子)

第7ブロック(奥多摩・檜原・日の出・瑞穂・羽村・福生・あきる野市・青梅)

第8ブロック(国立・立川・東大和・武蔵村山・昭島)

第9ブロック(小金井・国分寺・狛江・武蔵野・三鷹・府中・調布)

第10ブロック(小平・清瀬・東村山・西東京・東久留米)

第11ブロック(八丈・新島・大島・御蔵島)

注10 中間法人：公益も営利も目的とせず、社員に共通の利益を図ることを目的とする団体(同窓会、県人会、PTAなど)で、法人格を与えられたものをいう。

(2) 高齢者スポーツの普及

気軽にスポーツに取り組める軽スポーツの振興により、高齢者も参加できる地域スポーツクラブを育成し、地域における高齢者スポーツの活動の場を広げていきます。

また、日常の活動の成果を発表する機会をつくる等により、高齢者スポーツの振興を図っていきます。

ニュースポーツの振興

世代を超えて、また、高齢者や障害のある人も含め、だれもが気軽にスポーツを行えるよう、スポーツ関係団体と連携し、軽スポーツ等のニュースポーツの振興を図ります。

参加機会拡大への働きかけ

高齢者のレクリエーションスポーツと競技スポーツの振興を図るため、国やスポーツ関係団体と連携し、日常活動の発表の場や成果を競う場として、高齢者のスポーツ大会の開催や競技大会における高齢者部門の設置等を働きかけていきます。

(3) 障害者スポーツの振興

地域における障害者スポーツの振興により、障害者の相互交流を進め、生きがいづくりや健康の保持増進を図ります。また、身近な施設で障害のある人と障害のない人が共にスポーツに親しむことにより、障害者への理解と交流を深め、障害者が地域で日常的にスポーツ活動を行えるようにしていきます。

参加機会の充実

障害者がスポーツを通じて地域社会に参加できるよう、障害者が参加しやすい地域スポーツクラブの育成を図るとともに、障害者が気軽に参加できるスポーツ事業や交流会、スポーツイベント等の実施を促進します。

指導者の充実

地域スポーツクラブへの障害者の参加を促進するため、障害者スポーツセンターや関係スポーツ団体と連携を図り、専門的な指導者の養成・確保に努めます。また、養成した指導者を、求めに応じて地域や地域スポーツクラブに派遣します。

ノーマライゼーションの推進

障害者が、身近な施設でスポーツを楽しめるよう、区市町村と連携し、施設のバリアフリー化を進めるとともに、障害者の利用に際しての活動支援マニュアル等により、施設職員の対応能力の向上を図ります。

(4) 学校と地域社会の連携

学校の体育・健康教育に関する指導では、最近の児童・生徒の体力の低下を受け、生涯にわたって積極的に運動に親しみ、基礎的な体力の向上を図るため、教育活動全体を通して運動を推進することを基本的な考えとしています。

そこで、教育活動の一環として位置付けられる運動部活動と地域のスポーツ活動との連携により、運動部活動では対応できない児童・生徒のスポーツニーズに対応するとともに、地域の教育力の再構築と開かれた学校づくりを目指します。

学校を拠点とした地域スポーツクラブの設立

児童・生徒が自分の希望する種目や目的・能力に応じたスポーツを楽しめるよう、学校関係者や区市町村教育委員会の理解と協力のもと、学校内での地域スポーツクラブの設置を推進します。

競技団体への働きかけ

指導者の相互交流や交流試合の開催などにより、地域スポーツクラブと運動部活動の連携を、学校や競技団体等に働きかけていきます。また、学校単位だけでなく、クラブ単位での大会参加について、大会基準の見直しを関係団体に働きかけていきます。

(5) 競技力の向上と一貫指導の確立

スポーツ活動における身体能力や技術の向上は、競技者の自己達成や自己実現のためには欠かせないものです。また、世界共通のルールの下で競い合う競技大会等は、競技者同士の友好親善や国際交流等の貴重な場となるものです。地域スポーツクラブや学校の運動部活動等から優れた競技者を育成するため、スポーツ関係団体と連携し、ジュニア期からの一貫指導体制や強化指定種目の選定等により、才能の早期発掘と競技力の向上を目指します。

指導場所の確保

一貫指導体制を築いていくためには、ジュニア選手の強化を図るための指導場所が必要です。このため、区市町村やスポーツ関連団体と連携し、様々な施設で一貫指導ができるよう、場所の確保に努めていきます。

指導方法の確立

各競技においては、中学、高校、大学と学校単位でそれぞれの指導者が指導していますが、技術の向上を図るための一貫した指導が必ずしも充分ではありません。このことから、選手個々人の能力や適性に応じ、同じ指導者や同じ指導理論による指導が受けられるよう、各競技団体等とともに指

導方法を確立していきます。



2 「みる」スポーツの振興

スポーツを「みる」ことは、スポーツ活動を「する」ことやスポーツを「支える」様々な活動を実践することへの動機付けとなるものです。また、スポーツを「みる」ことで、競技者との一体感や達成感を共有することができ、競技者のひたむきな姿は、みる人に夢と感動をもたらします。

都は、地域社会の活性化や新たなコミュニティづくり、あるいは家族や友人とのふれあいにもつながる「みる」スポーツを振興していきます。

(1) 「みる」機会の拡大

親子でスポーツを「みる」ことは、家族のふれあいを促進し、スポーツへの興味と関心を高め、家族でスポーツを「する」ことへのきっかけとなります。また、競技方法やルール等について正しい知識を持つことは、「みる」スポーツを一層楽しくしてくれます。スポーツを観戦することは、子どもが社会性やマナーを身に付けることにもなり、このことから、都が推進する「心の東京革命」の取組みと連携し、スポーツを「みる」機会の拡大を図ります。

親子ふれあいスポーツ観戦事業の推進

青少年とその親等がトップアスリートによるスポーツ大会を観戦できるよう、大会主催者等に親子ペアシートや親子割引制度等の設定を働きかけます。本事業は、「心の東京革命」推進事業の「とうきょう親子ふれあいキャンペーン」^{注11}の一環として実施していきます。

スポーツ講座等の開催

地域スポーツクラブや都立学校公開講座等において、様々なスポーツ競技の競技方法やルールについての講義や学習会を実施し、スポーツの正しい知識を普及していきます。

(2) 交流機会の拡大

都内では、全日本選手権大会や世界大会等の技術力の高い競技大会が多数実施されています。大規模でハイレベルなスポーツイベントの開催は、地域の活性化にも寄与するものです。また、このような大会が東京で開催されることにより、都民が会場に出向き、スポーツ観戦をじかに楽しむ機会が増えることにもつながります。

注11 とうきょう親子ふれあいキャンペーン：「『心の東京革命』教育推進プラン」のひとつであり、自然体験や文化活動などによる親子のふれあいを通して、子どもが自然に社会の基本的ルールを身に付けることを推進する事業

平成13年度は、34事業に約42,000人の親子が参加した。平成14年度は計60事業が予定されている。

また、スポーツ観戦により、観戦している者同士が一体感や連帯感を味わうことは、スポーツ観戦の楽しみでもあります。大会終了後も、これらの人々が共にスポーツを楽しみ、継続して様々な交流を深めていくことができるような仕組みづくりを推進します。

スポーツイベントの招致協力

様々なスポーツの競技力の向上を図るとともに、選手が日頃の練習の成果を発表し、その技を競う魅力ある競技大会等の開催をスポーツ団体等に働きかけていきます。都は、開催に際して、様々な協力をを行い、競技力の向上とスポーツ観戦の機会を増やしていきます。

スポーツファン交流の推進

地域スポーツクラブにおいて、スポーツをみる人同士の情報交換や交流会の実施を推進します。また、地域スポーツクラブ間や他のスポーツクラブ等との交流により、スポーツファンが既存のクラブや地域を越えた幅広いコミュニティを形成できるよう支援します。



3 スポーツを「支える」環境の整備

都民が生涯にわたり「する」スポーツや「みる」スポーツを楽しむためには、スポーツを行う環境を整備していくことが不可欠です。都は、広報や情報提供、人材育成、施設の充実など、都民のスポーツ活動を「支える」環境の整備を図っていきます。

(1) 広域スポーツセンター事業の展開

広域スポーツセンター事業は、都民の身近なスポーツ活動の場となる地域スポーツクラブの設立や育成を図るため、都が広域的な立場から区市町村に対して支援を行うものです。〈資料〉

都は、平成14年度より広域スポーツセンター事業を開始したところであり、本事業の実施においては、スポーツ関係団体の意見を取り入れる等、民間との連携を図っていきます。

地域スポーツクラブの広報・啓発

広域スポーツセンター事業においては、都民が地域スポーツクラブの基本理念や必要性を理解し、設立に向けて具体的な行動がとれるよう、リーフレットやポスター、ビデオの作成等、広報・啓発活動を行っていきます。

また、地域スポーツクラブに関し住民が理解を深め、行政が学校、スポーツ関係団体等の関係者と協力と連携を強化するために、コンベンション(大規模研究集会)や連絡協議会等を開催していきます。

さらに、幼児期から家族全員で参加できる地域スポーツクラブを育成するため、だれもがいつでも参加できるニュースポーツのルールや用具の紹介、講習会等を実施します。

スポーツ指導者及びボランティアの養成

地域スポーツクラブの設置や運営等で核となる人材を育成するため、「スポーツクラブマネージャー」^{注12}や「スポーツコーディネーター」の養成講習会を実施するとともに、地域スポーツクラブにおいて、ニュースポーツを含めた各種スポーツ事業の企画・運営を担うスポーツ指導者の養成講習会を実施します。養成したスポーツ指導者に対しても、定期的にフォローアップ研修を実施し、指導者の資質の維持・向上を図っていきます。

また、スポーツボランティアや、各種スポーツ事業のボランティア活動のコーディネイト及びスポーツボランティアを育成することができる「ボランティアリーダー」を養成します。

注12 スポーツクラブマネージャー：事業体としての地域スポーツクラブを運営するための経営能力を有する専門的な人材のこと。

これらの指導者やボランティア等の人材の有効活用を図るため、「スポーツ人材バンク」を設置し、求めに応じて地域や団体に登録者の派遣を行い、地域スポーツクラブの育成を支援していきます。

スポーツ情報の総合的な提供

地域スポーツ活動に関する全国の事例を収集し、区市町村や地域スポーツクラブ等に対して情報提供をしていきます。

地域スポーツクラブの設立を予定している地域の団体等に対しては、地域スポーツクラブの設立や育成のため、その地域特性を生かした振興計画を提案していきます。

また、インターネット等を利用した「スポーツ情報ネットワーク」を整備し、地域スポーツクラブの活動状況や特色等の情報を提供をしていきます。

地域スポーツの交流機会の創出

地域スポーツクラブの活動を活性化するため、都のスポーツ施設において、地域スポーツクラブ間の交流会や競技大会を開催します。また、地域スポーツクラブ間の指導者やマネジメント等についての情報交換の機会を提供していきます。

(2) スポーツ施設の充実

スポーツ施設は、「身近な施設」^{注13}と「全都・広域施設」^{注14}の2つに分けることができます。スポーツ施設を効果的・効率的に運営していくためには、各施設が必要とされる役割を果たすよう、その機能分担を明確にするとともに、各施設相互の連携を緊密にすることによって、全施設を有機的・一体的に運営する必要があります。

今後、都立スポーツ施設6館（東京体育館、駒沢オリンピック公園総合運動場、多摩スポーツ会館、夢の島総合体育館、東京武道館、東京辰巳国際水泳場）は、地方分権の流れを踏まえ、地域住民の日常のスポーツ活動の場としての機能よりも、区市町村を超えるスポーツ大会や交流の場、技と力を競い都民に夢と感動を与えるような広域で大規模な大会の場としての機能を重視していきます。また、地域スポーツの振興を目的とした先導的な事業を実施し、生涯スポーツの振興の拠点としていきます。

注13 身近な施設：地域の身近な生活圏において整備する施設であり、地域住民の日常的なスポーツ活動や地域の競技大会の場

注14 全都・広域施設：地域や区市町村の行政区域を越えた広域的な生活圏域を対象とする施設

都立スポーツ施設の機能整備

都立スポーツ施設 4 館(東京体育館、駒沢オリンピック公園総合運動場、東京武道館、東京辰巳水泳場)は「全都・広域施設」としての役割を明確にし、機能の充実を図っていきます。また、多摩スポーツ会館と夢の島総合体育館については、市移管やPFI事業^{注 15}による新たな事業展開を図ります。

今後は、施設の運営状況、都民のスポーツニーズや施設需要、財政の見直し等を勘案し、施設のあり方を総合的に検討していきます。

また、利用料金制度の定着、改善を図り、都民サービスの向上、効率的な運営を進めていきます。

他の都立スポーツ施設との連携

東京体育館等 6 館のほかに、都立公園内等にも有明コロシアム等の多くの都立スポーツ施設がありますが、現在その管理・運営方法は施設によって異なっています。今後、都立スポーツ施設間の連携を強化し、運営の改善を図るなど、都民の利便性の向上に取り組んでいきます。

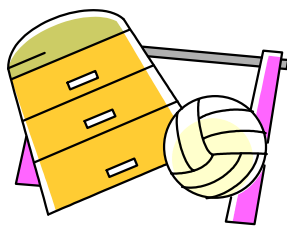
学校施設の開放

都民が身近な体育施設でスポーツに親しめるよう、都立学校の施設開放事業を推進していきます。

小・中学校の開放に当たっては、学校や区市町村教育委員会との連携・協力を密にし、きめ細かい開放計画の策定により、地域住民のスポーツニーズに応えていきます。また、地域スポーツクラブの設置・育成に向けて、小・中学校の施設開放や余裕教室のクラブハウスへの転用が図られるよう、区市町村との連携を図っていきます。

注 15 PFI 事業：Private Finance Initiative の略

従来、公共事業として行っていた事業のうち、事業の実施を民間に委ねた方が効率的なサービスを提供できる場合は、民間に委ねることで、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営等の整備充実を推進するもの。



おわりに

- スポーツビジョンの実現に向けて -

東京スポーツビジョンは、スポーツを取り巻く社会環境の変化や都民のスポーツニーズの多様化に呼応し、将来に向けた東京のスポーツ振興のあり方を展望したものです。

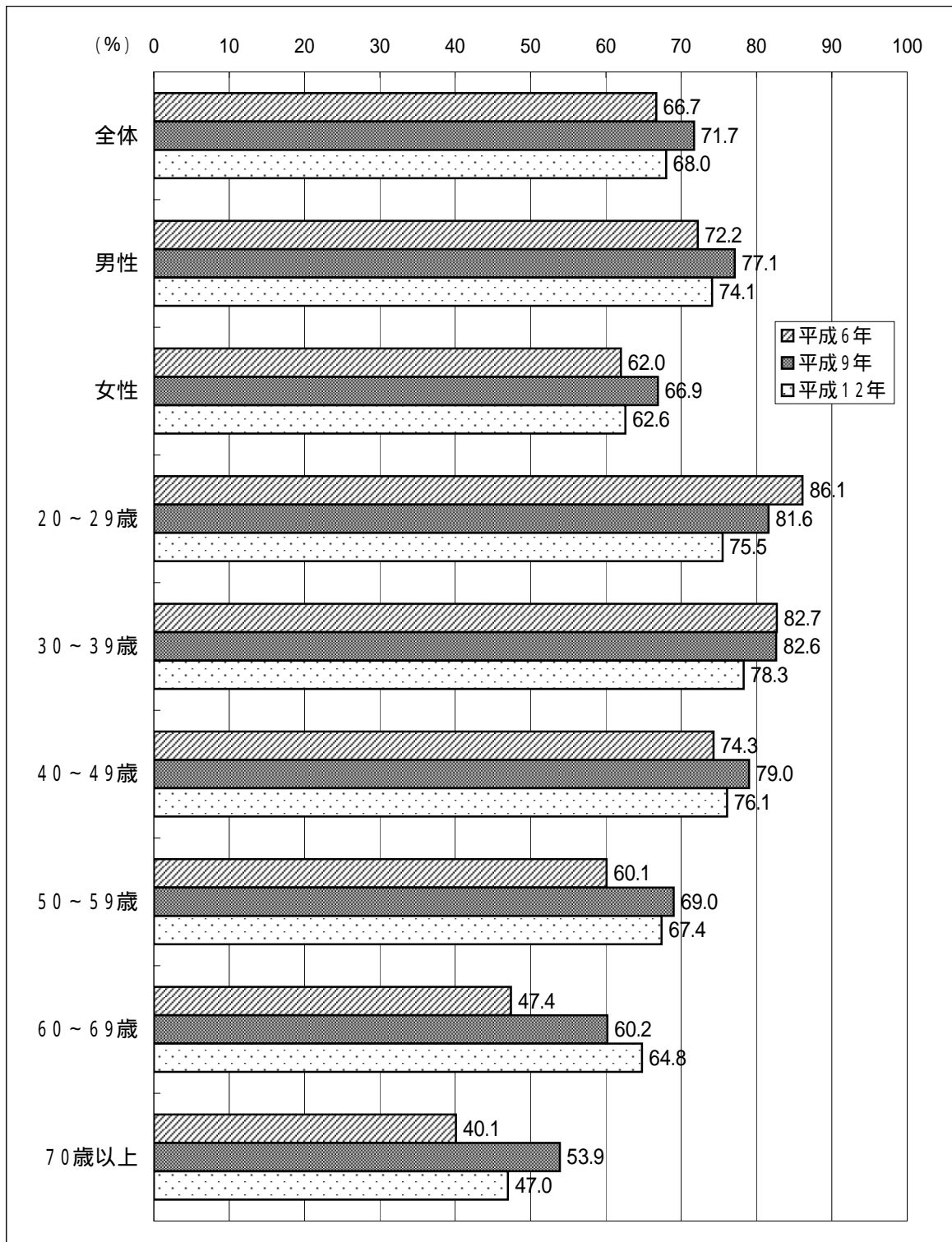
スポーツは健康で豊かな生活を営む上で欠かせないものであり、生涯スポーツの振興は重要な課題です。さらに、少子高齢化や都市化現象が進展するなか、子どもの健全育成や地域の教育力の向上や地域社会の活性化など、スポーツの果たす役割も重要なものとなっています。このようなスポーツの多様な意義を踏まえた時、今後のスポーツ振興策を展開する上で、区市町村やスポーツ関係団体・民間団体等との役割分担を踏まえた連携・協力が必要です。

生涯スポーツ社会の実現のためには、自立したスポーツ市民や地域スポーツクラブを育成し定着させることが不可欠です。このスポーツビジョンにおける具体的な展開では、地域住民が主体的なスポーツ活動を行えるよう、関係団体等との連携により、都と区市町村が支援していくことを基本としています。

平成25年の東京国体には、スポーツ関係団体、スポーツボランティアをはじめ様々な主体が積極的に参加していくことが期待されます。

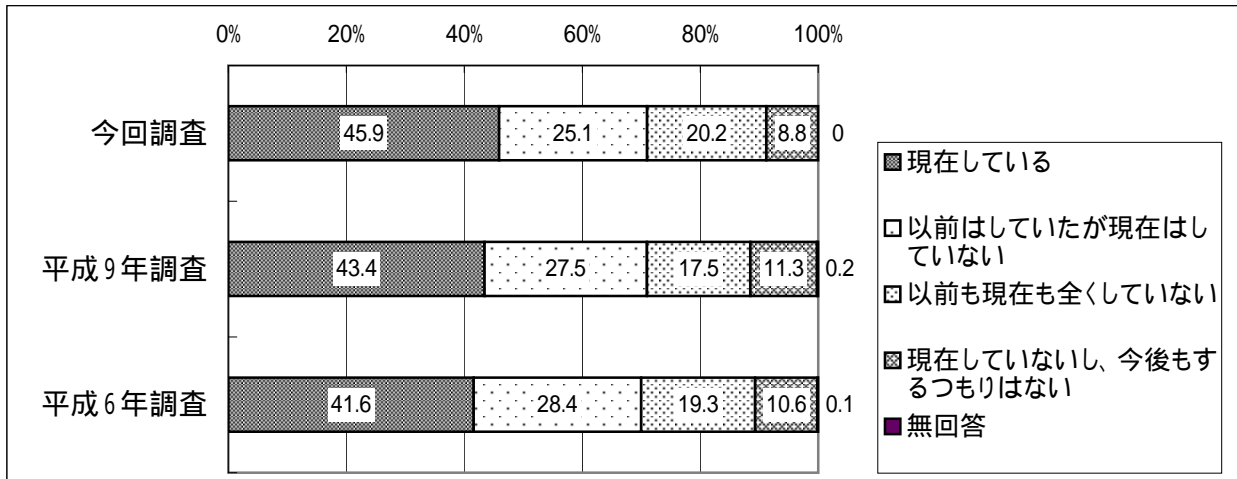
都民が自主的なスポーツ活動を積極的に展開することにより、首都東京が都市の魅力と活力を維持することができるよう、都民の積極的なスポーツ活動の方向性を示し、結びとします。

1 この1年間にスポーツを実践した者の割合(年代別)

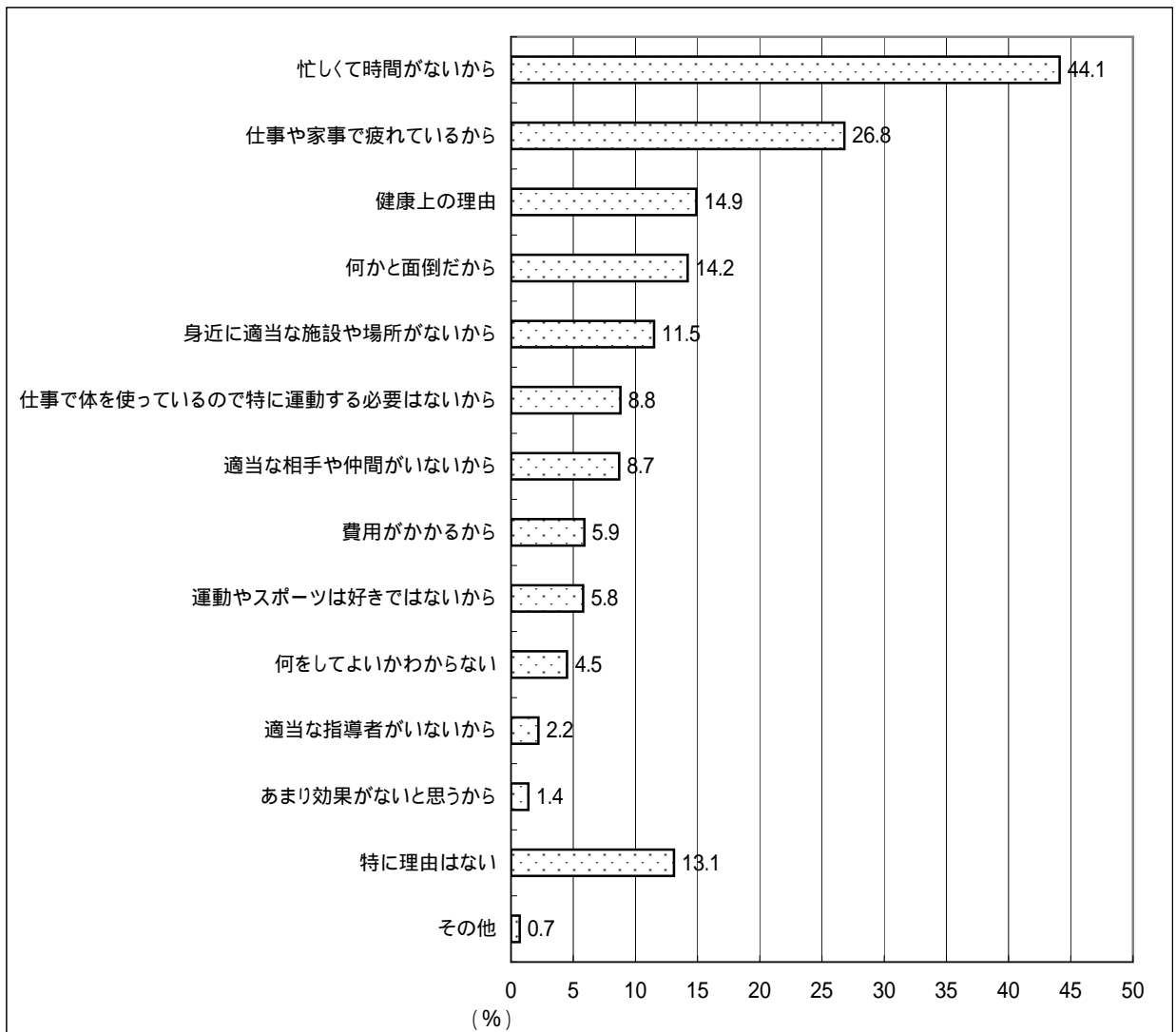


平成12年内閣府「体力・スポーツに関する世論調査」より

2 都民の運動・スポーツの実践状況



* 「現在運動をしていない」と答えた人が運動をしない理由

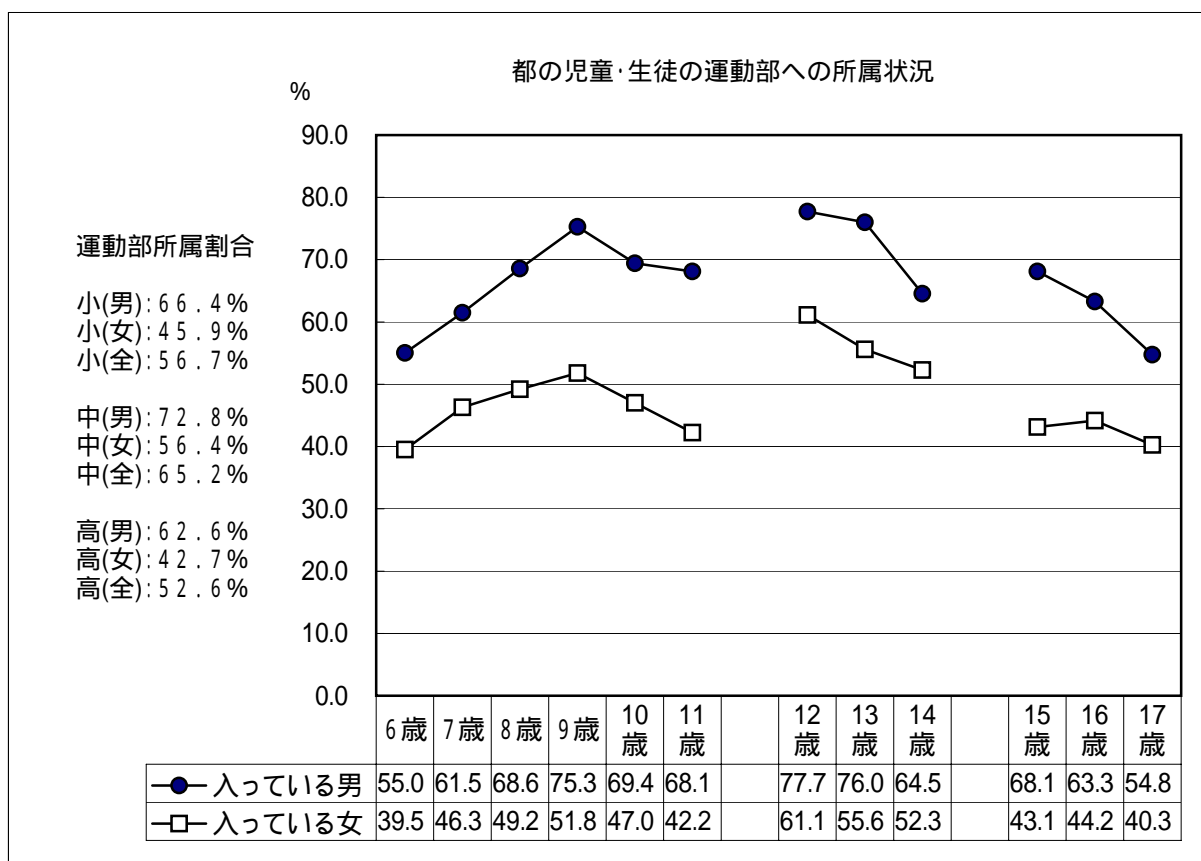


平成12年度東京都「健康に関する世論調査」より

資料

3 児童・生徒の運動部や地域スポーツクラブへの所属状況

校種	性別 年齢	男女別割合 (%)			
		男子		女子	
		入っている	入っていない	入っている	入っていない
小学校	6	55.0	45.0	39.5	60.5
	7	61.5	38.5	46.3	53.7
	8	68.6	31.4	49.2	50.8
	9	75.3	24.7	51.8	48.2
	10	69.4	30.6	47.0	53.0
	11	68.1	31.9	42.2	57.8
中学校	12	77.7	22.3	61.1	38.9
	13	76.0	24.0	55.6	44.4
	14	64.5	35.5	52.3	47.7
高校	15	68.1	31.9	43.1	56.9
	16	63.3	36.7	44.2	55.8
	17	54.8	45.2	40.3	59.7



平成13年度東京都「児童・生徒の体力調査報告書」より

4 学校の体育施設開放の状況

(1) 小・中学校の開放状況

	学校数	開放校数	開放施設内訳			
			校庭(遊び場) (*)	体 育 館	プ ー ル	屋外コート
			開放校数	開放校数	開放校数	開放校数
			開放率 (%)	開放率 (%)	開放率 (%)	開放率 (%)
		夜間開放校	夜間開放校	夜間開放校	夜間開放校	
総 計	小学校	1,378	1,166	1,319	400	1,167
		99.64	84.31	95.37	28.92	84.38
		1,314	172	1,226	15	308
	中学校	608	165	586	111	509
		92.12	25.00	88.79	16.82	77.12
		583	72	538	26	191
計	2,043	1,986	1,331	1,905	511	1,676
		97.21	65.15	93.25	25.01	82.04
		1,897	244	1,764	41	499

(*) 校庭(遊び場)は学齢児童・生徒への個人開放である。

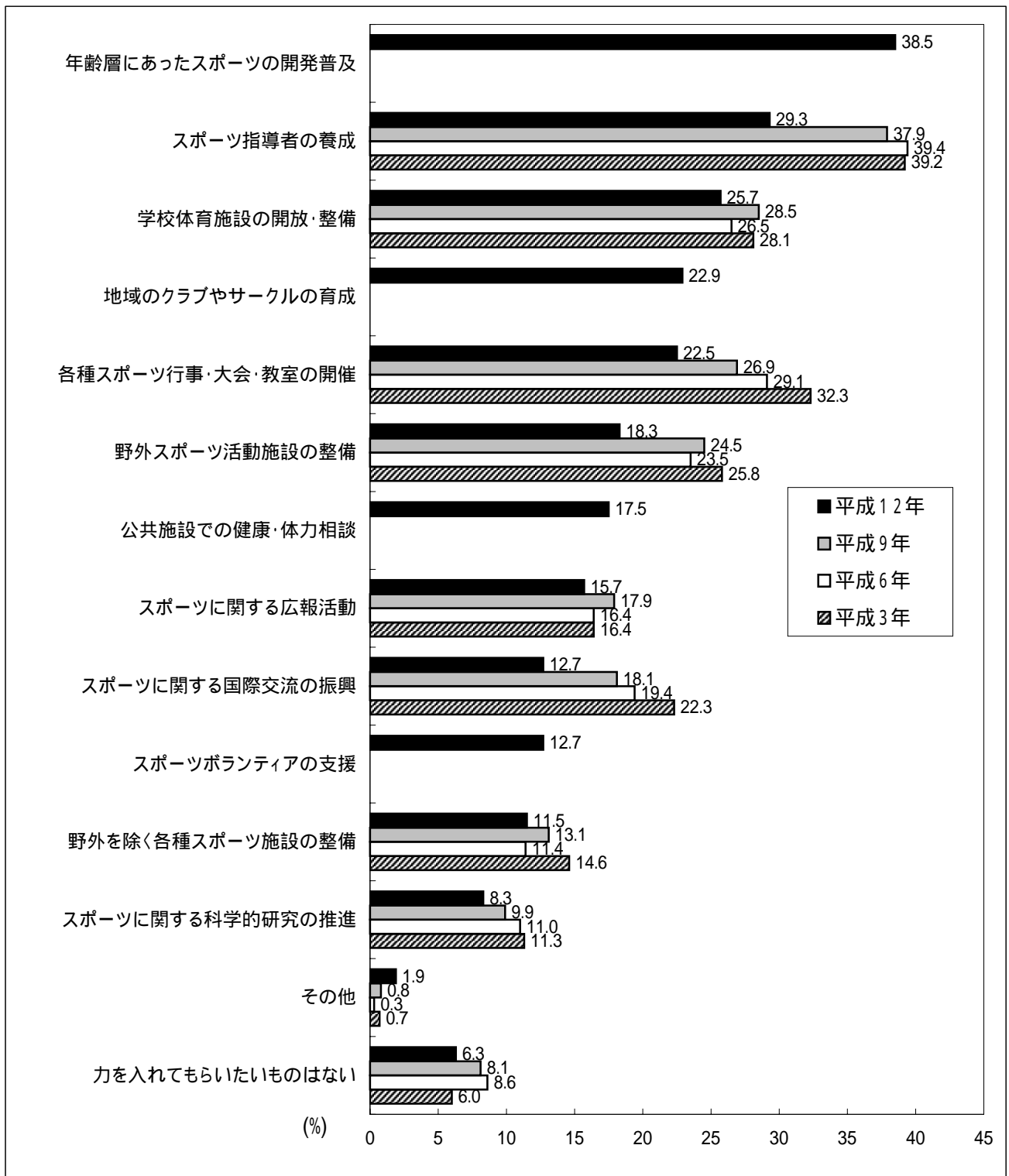
(2) 都立学校体育施設開放

	学校数	開放指定校数	開放施設内訳(延校数)			
			運動場	テニスコート等	体育館	屋内プール
都立高校等	213	211	117	120	56	3
都立盲・ろう・養護学校	56	53	22	1	35	-
総 数	269	264	139	121	91	3

(注1)「都立高校等」には、都立高等専門学校(2校)を含み、都立高等学校分校(2校)は含まない。

平成12年度 学校開放状況結果より

5 スポーツ振興についての行政への要望（年次推移）



平成12年内閣府「体力・スポーツに関する世論調査」より

資料

6 広域スポーツセンター事業の概要

